

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第99号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年5月22日 10時30分ごろ
発生場所	広島県尾道系崎港 <small>おのみちいとさき</small> の第3区 尾道灯台から真方位066°170m付近 (概位 北緯34°24.14′ 東経133°11.82′)
事故等調査の経過	平成26年6月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 むかいしまー2、19トン
船舶番号、船舶所有者等	273-10194広島、向島運航株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷、舵板に曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、旅客6人を乗せ、自転車2台を積載し、船長が、操舵室で立って操船に当たり、約4ノット(kn)の対地速力で、手動操舵により尾道系崎港第3区を南西進していたところ、尾道市小歌島東岸に接近していることに気付き、直ちに機関を後進にかけたが、平成26年5月22日10時30分ごろ、同東岸沖の浅所に乗り揚げた。 船長は、機関を中立運転とした後、旅客の安全及び浸水の有無等を確認して異常がなかったため、自力で離礁し、尾道市向島の富浜棧橋に着棧した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約122cm、潮流 西流約0.2kn
その他の事項	本船は、尾道水道北側にある尾道駅前棧橋と対岸の向島に所在する富浜棧橋との間を往復して運航されており、片道の運航時間は約5分であった。 本船の喫水は、船首尾共に約1.23mであった。 船長は、船長職に就いて約40年の経験があり、小歌島東岸沖に浅所が存在することを知っていた。 船長は、08時30分ごろから本船の運航に従事しており、12時00分ごろに交替する予定であった。 船長は、向島の護岸西端沖の左転開始予定場所付近から小歌島東岸沖に接近するまでの間の記憶がなかった。

	<p>船長は、疲労も睡眠不足も感じておらず、体調は良好であり、飲酒も眠気を催す薬も服用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、尾道糸崎港第3区を南西進中、船長が、左転開始予定場所を通過し、小歌島東岸に向けて南西進を続けたことから、同東岸沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、左転開始予定場所付近から小歌島東岸沖に接近するまでの間の記憶がないことから、操船及び見張りの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、尾道糸崎港第3区を南西進中、船長が、左転開始予定場所を通過し、小歌島東岸に向けて南西進を続けたため、同東岸沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣れた航路であっても、当直中は操船に集中すること。